

# 医療費通知（医療費のお知らせ）を 確認してください

定期的に医療費通知を送っています。これは医療費に間違いがないかの確認と、健康や医療への関心を高めるためのものです。

医療費は、皆さんが納めている健康保険税（料）と国や県からの交付金などで賄われています。医療費通知を参考に受診状況を振り返り、医療費の適正化につなげましょう。

## 医療費控除を受ける際に利用できます

所得申告で医療費控除を受ける場合に、医療費通知が利用できます。医療費通知を送る時期は加入している健康保険によって異なります。

控除の対象となる医療費で、医療費通知に記載されていないものは、領収書を利用し、「医療費控除に関する明細書」の作成が必要です。

詳しくは、筑紫税務署（☎（923）1400）にお問い合わせください。  
なお、マイナポータルでは、過去2カ月以前の診療分の医療費情報を確認できます。

※医療機関からの医療費データの送付時期により、医療費の内容が記載されていないことがあります。

## 国民健康保険（国保）

市から年6回（2カ月ごと）医療費通知を送ります。

ただし、11月・12月診療分の医療費通知は3月上旬に発送します。

## ●問い合わせ先

国保年金課国保年金担当  
☎（580）1952

## 後期高齢者医療保険

福岡県後期高齢者医療広域連合から年3回（7月、11月、翌年2月）医療費通知を送ります。

## ●令和8年の送付時期

◇2月中旬 令和7年8月～11月診療分

◇7月末 令和7年12月～令和8年3月診療分

◇11月末 4月～7月診療分

## ●問い合わせ先

国保年金課医療担当  
☎（580）1847

福岡県後期高齢者医療広域連合  
☎（651）3111

# 高額療養費の申請について

国保の加入者が病院で1カ月に一定額（自己負担限度額）以上の医療費を支払ったときは、申請により所得に応じて医療費の一部が支給されます。

また、支給簡素化の手続きを行うと、2回目以降は申請が不要となり、高額療養費を自動で指定口座に振り込みます。

## ●簡素化の申請対象者 国保加入世帯の世帯主

●申請方法 高額療養費の該当世帯には、毎月「支給申請のご案内」を送付しています。同封の申請書兼同意書（簡素化対象世帯用）を国保年金課に提出してください。郵送でも申請できます。

●支給方法 申請書に記入の口座へ振り込みます。

支給金額や振込日については、「支給決定通知書」で通知します。

※自動振込日は、高額療養費の対象となった診療月の4カ月後が目安となります。

※支給簡素化の手続きを希望しない場合、原則該当月ごとに申請書と領収書を提出する必要があります。

ます。（領収書の原本は後日返却します）

## ●問い合わせ先

国保年金課国保年金担当  
☎（580）1952

